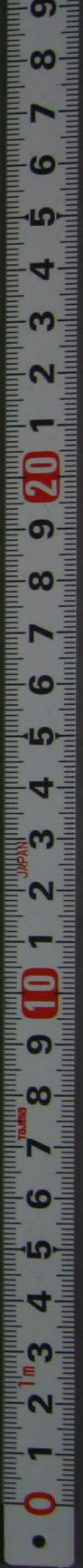


裁判所構成法補則

機密

大隈



114  
A2628  
1



所構成法補則

ヲ奏上シ

陛下ノ裁擇ヲ仰キ併テ樞密院ノ議ニ

付セラレシテ請フ

明治廿二年十二月十三日

内閣總理大臣公爵三條實美

裁判所構成法補則

第一條 明治十八年第三十一號布告違

警罪即決例ハ此ノ法律ノ為ニ變更

ヲ受ケルコトナシ

第二條 明治十八年第十二號布告普  
通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交  
渉ノ件處分法ハ此ノ法律ノ為ニ變  
更ヲ受クルコトナシ

第三條 明治二十一年勅令第六十四

號ハ仍効力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ判事差支ア

アルトキハ裁判所書記ヲシテ登記

事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔

ノ地方ハ司法大臣ハ市町村長ニ委

任シテ登記事務ヲ取扱ハシムルコ

トシ得

第四條 司法大臣ハ區裁判所ノ情形  
ニ因リ其ノ裁判所檢事局ニ檢事ヲ  
置カサルコトヲ得

第五條 東京地方裁判所管内小笠原  
島及伊豆七島ニ於ケル民事刑事ノ  
訴訟ニシテ區裁判所ノ裁判権ニ屬  
スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置  
マテ島吏ヲシテ之ヲ取扱ハシム但  
シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜取扱フコ  
トヲ得

第六條 沖繩縣ニ於ケル民事刑事ノ

訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及

地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ

ハ裁判所設置マテ同廳官吏ヲシテ

之ヲ取扱ハシム但シ控訴院ノ裁判

權ニ屬スルモノハ長崎控訴院ノ管

轄トス



第七條

釋戶空知釧路ノ集治監ノ囚

人罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ノ裁

判ニ關ル明治十五年第十六號第四

十一號及明治十八年第四十二號布

告ハ仍効力ヲ有ス

前項ノ裁判ハ其ノ上訴ノ許否及取

扱ニ付テハ地方裁判所之ヲ為シタル

モノト看做ス

第八條 明治二十一年勅令第七十一  
號清國并ニ朝鮮國駐在領事裁判規  
則ハ仍効力ヲ有ス

第九條

區裁判所ノ管轄區域ヲ為ス  
町村ノ變更ハ之ヲ區裁判所管轄區  
域ニ及ホス

區裁判所ノ管轄區域ノ變更ニ因リ  
二個以上ノ地方裁判所ノ管轄ヲ跨  
ルトキハ自ラ其ノ地方裁判所管轄  
ノ變更ヲ生シタルモノトス

第十條 從來ノ治安裁判所ハ裁判所  
構成法ニ定メタル區裁判所從來ノ  
始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メ  
タル地方裁判所トス控訴院大審院  
モ亦同シ

第十一條 始審裁判所從來、檢事局

ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁  
判所、檢事局トス控訴院大審院、  
檢事局モ亦同シ

第十二條 此ノ法律實施前他ノ裁判  
所第一審トシテ受理シタル民事訴  
訟及刑事訴訟ニシテ此ノ法律ニ依  
リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノ  
ハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ル  
モノトス既ニ為シタル裁判ハ其ノ  
上訴ノ許否及取扱ニ付テハ區裁判  
所之ヲ為シタルモノト看做ス

第十三條 此ノ法律ニ依レハ地方裁  
判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控  
訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴  
院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄  
ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受  
理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院  
之ヲ裁判スヘシ

第十四條 此ノ法律實施前重罪裁判  
所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現  
在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモ  
ノトス既ニ為シタル裁判ハ其ノ上  
訴ノ許否及取扱ニ付テハ地方裁判  
所之ヲ為シタルモノト看做ス



第十五條

安ノ法律實施前始審裁判

所ニ於テ受理シタル郡區長及戸長

ニ對スル民事訴訟ハ安ノ法律ニ依

リ區裁判所ノ管轄ニ屬ス一キモノ

ト重キ其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ

控訴院ニ於テ受理シタル官廳ニ對

スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁

判ス一三

第十六條 其ノ法律實施前高等法院

ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在

ノ權相當ノ裁判所ニ移ルモノトス

高等法院ニ於テ裁判スルキ事件

ヲ通常裁判所ニ於テ受理シタルト

キモ亦同シ

第十七條 其ノ法律實施後三年間ハ  
司法大臣ハ試補實地修習ノ時間ヲ  
一ケ年半マテニ減縮スルコトヲ得  
明治十七年太政官達第百二號判事  
登用規則及明治二十年勅令第三十  
七號文官試驗試補及見習規則ニ  
依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試  
驗ヲ要セス之ヲ判事又ハ檢事ニ任  
スルコトヲ得

第十八條 第七十五條：依リ關位ヲ

待タシメタル判事三年間之ヲ補ス

ヘキ關位ナキトキハ司法大臣ハ之

ヲ退職セシム

第十九條 第七十四條及第七十五條  
檢事ニモ亦之ヲ適用ス

